

博士論文（要約）

「一般意志」の防衛

ルソーにおける「統治」について

西川 純子

本論文では、先行研究において「一般意志」や「社会契約」といった概念と比して、さかんに論じられてきたとは言い難い「統治 *gouvernement*」という概念を中心にルソーの政治思想を論じる。この企図の背後には、フランス革命の直後より今日に至るまで根強く見られる、ルソーの政治思想を専制主義、さらに 20 世紀には全体主義にまで結び付ける批判に対して、これまで取られてきたアプローチとは異なった別のアプローチで有効な反論を試みたいという意図がある。本論文では、まず「統治」を問うことの意義を明確にして、ルソーの「統治」の全体像の提示を試みた。そのうえで、ルソーの「統治」が持つ、現代に支配的な「統治」のオルタナティブたりうる可能性について論考した。

「はじめに」では、まずはルソーの「統治」をめぐる先行研究を整理した。ルソーの「統治」に関する研究が盛んであるとはいいがたい。たしかに、ルソーの「統治」の手段に公教育、宗教、検閲、演劇、経済政策一般を含めるならば、経済政策をのぞく個々の諸手段に関する研究は盛んである。しかし、総合的にルソーの「統治」の全体像を提示しようとした研究はこれまでにはなかったように見受けられる。それでも 2000 年代に入ってから、このような傾向に変化が見られるようになりつつある。ルソーの「統治」に関する昨今の研究の中でも、とくに重要なものとしては、ブリューノ・ベルナルディ (Bruno Bernardi) 編集の、*Discours sur l'économie politique* とそれに関する論文から成る、2002 年にパリの Vrin 社から出版された *Rousseau. Discours sur l'économie politique* を挙げることができる。

このような状況の中で、あえて「統治」という概念を中心にルソーの政治思想を分析した理由は次の三つである。まず、第一の理由は、ルソーは「統治」について語っていないどころか、『政治経済論』や『社会契約論』の第三篇や第四篇、そして、ポーランドやコルシカといった具体的な政治体の改革案である『コルシカ憲法草案』、『ポーランド統治論』をはじめとした著作で実に多くのことを語っていることにある。これらの「統治」に関する言及を無視してルソーの政治思想を論じることは不十分であると言わざるをえないだろう。

第二の理由は、ルソーの政治思想において、「統治」が重要な位置を占めている可能性が高いことにある。ベルナルディは自らが編集した *Rousseau. Discours sur l'économie politique* の解説で次のような仮説を立てている。ルソーは長年にわたって『政治学提要』という大著を準備していたと考えられる。『告白』の第九篇には、在ヴェネチアのフランス大使付き秘書をしていた 1743 年から 1744 年頃に『政治学提要』に関する最初の着想を得た

と記されている。この『政治学提要』の準備は、その後十数年にわたって進められたが、ルソーは 1758 年頃にその執筆を断念して、その一部を『社会契約論』として発表して、残りを破棄したと『社会契約論』の冒頭や『告白』で述べている。ベルナルディは『政治学提要』に関する、ルソー自身によるこのような言及に依拠して、『社会契約論』だけではなく、『政治経済論』として後に再出版された、『百科全書』第五巻の「エコノミーあるいはオイコノミー（モラルおよび政治的な）」という項目も含めた政治的著作の多くが『政治学提要』の草稿、あるいはその準備のために集められた資料をもとにして書かれたと推測している。さらに、ベルナルディはルソーの草稿において、「統治」と「主権」、あるいは「行政」と「その設立」が並置されていることから、「政治体に関する理論は二つの部分に分割されていて、第一の部分は政治体の設立に関するもので、すなわち主権理論であり、第二の部分は行政に関するもので、すなわち統治理論である」という仮説を立て、「統治」に関する理論は「社会契約」説と並ぶルソーの政治思想の核心を形成するものであると主張している。第一の理由で挙げたように、実際のルソーが実に多くのことを「統治」について語っていることが、ベルナルディの仮説の信ぴょう性を高めている。これが、ルソーの「統治」をあえて問う、第二の理由である。

第三の理由は、フーコーによる一連の「統治」および「統治性」研究に起因する。フーコーは、1975 年から 1978 年間のコレージュ・ド・フランスの講義で「統治」および「統治性」について論じていて、権力が作用するメカニズムとしての「統治」を提示する。

フーコーが「統治」に着目した背景には、「主権権力（*pouvoir souverain*）」とは異なる権力の形態への関心があります。『社会は防衛しなければならない』と題された 1976 年に行われた講義要旨の冒頭では「諸々の権力関係の具体的な分析を行うためには、主権の法的モデルは放棄しなければならない」と権力の関係性を分析する枠組みとしては「主権の法的モデル」が不適切であると指摘している。そして、権力の関係性を分析するためには「権力の発現としての法律に特権的な位置を与えるよりも、権力が配備している強制を行う、これとは違う諸技術を見てとることをこそ試みるべきである」と、「権力の発現としての法律」とは異なる「諸技術」に着目することの必要性を喚起している。そこで、その権力が作用するメカニズムとして当初は「戦争」が、のちに「統治」が導入される。

フーコーは「国家、それは多様な統治性の体制の流動的な効果でしかない」と、「統治」によって絶えず生み出されて更新されつづけているものこそが「国家」を形成していると述

べている。つまり、「国家は冷たい怪物ではなく、統治のある種のやり方の相関物である」から、「統治」を問うことで「国家」の輪郭を明らかにすることができると考えられる。ゆえに、ルソーの「統治」を、権力が作用するメカニズムとして分析することで、「社会契約」の締結を通じて生まれたルソーの「政治体」の輪郭が明らかになるだろう。つまり、ルソーの「社会契約」説の帰結を明らかにすることができると考えられる。これが、ルソーにおける「統治」をあえて問う第三の理由である。

第 I 部では、もっとも全体的かつ一般的に、そして、その著作活動の初期にルソーが「統治」について論じている著作として『政治経済論』を分析した。同書は、『百科全書』第五巻の「ÉCONOMIE ou ŒCONOMIE (Morale et Politique)」の項目が抜粋されて再出版されたものである。その序論では、「政治体」の「統治」とは「一般意志」を原則として、主権とは区別され、それに従属するものであると定義されている。そして、本論の各節では冒頭に提示された「統治」の「規則 (maxime)」を中心に議論が展開されている。各「規則」を要約すると、一、「統治」はあらゆることに関して「一般意志」に従うこと、二、「統治」は「政治体」全体の「一般意志」に各人の「特殊意志」を近づけること、三、「統治」は「政治体」のメンバーたちの生存を保障することの三つになる。これらのうち、第一の規則と第二の規則は「一般意志」や「特殊意志」に言及している点で共通しているが、第三の規則と先行する二つの規則では趣が異なる。第一および第二の規則と第三の規則の不連続性について、ルソーが「こうして人の統治との関連において全体的なエコノミーについて語ったのちには、残された問題はそれ (=全体的なエコノミー) を財の管理との関連において考察することである」と述べていることから、『政治経済論』における「統治」論は、人の「統治」と財の「統治」の二つの領域に分節することができると考えられる。そして、他の著作に見られる「統治」に関する言及の多くも、この二つの領域に大別することができる。ゆえに、本論文ではルソーの「統治」を「内面」の「統治」と財の「統治」の二つの支柱を持つものと仮定して分析をすすめた。

第 II 部では、ルソーの「統治」の諸手段を分析した。まず、人の「統治」についてである。『政治経済論』の第一節では、冒頭に置かれた「「統治」はあらゆることに関して「一般意志」に従うこと」という規則を中心に議論が展開されているが、「一般意志」の表明である法に則した「統治」が行われるためには「統治」する側だけではなく「統治」される側も法を遵守することが必要となると述べられている。そのために、「統治」する側は自らが

法に則して「統治」を行うと同時に、「統治」される側が法を守るように仕向けることにも努めなければならない。そこで、ルソーは人々に法を愛させることの重要性を強調したうえで、「統治」が人々の「内面（intérieur）」に働きかけるように説いている。

また、人々の「内面」に働きかけることの重要性が言及されているルソーの著作は『政治経済論』だけではない。たとえば『社会契約論』の第二篇の最終章にあたる「法の分類（division des lois）」と題された第十二章でも人々の「内面」の重要性が言及されているし、さらに『ポーランド統治考』の第一章から第四章では内容も議論の構造も『政治経済論』におけるそれと類似した「内面」の「統治」論が展開されている。しかも、ルソーが内面の「統治」論を展開している第一章から第四章を「私が欠かすことができないと考えていた前置き」と呼んでいることから、それをポーランドの「統治」に関する議論の前提とみなすほどに重視していたことが推察される。また、ルソーの「内面」とは理性だけに限定されるものでも「情念」だけに限定されるものでもなく、それらが互いに作用しあう一種の複合体で、理性よりもむしろ「情念」に「統治」が強く働きかけることの必要性が強調されがちである。

そして、人々に法、すなわち「一般意志」を尊重させるための第二の「規則」を「統治」は「政治体」全体の「一般意志」に各人の「特殊意志」を近づけること」としている。そこで、『政治経済論』の第二節でルソーは人々の「内面」に働きかけて「祖国」を愛するように促すことを説く。そのための具体的な手段として、「公教育」が挙げられている。先ほど言及した『ポーランド統治考』の第四章でも同様に人々の内面に働きかける手段として「公教育」が挙げられている。

「公教育」は、人々のうちに「祖国」への愛を醸成することを目的の一つとする。そのために、「公教育」では子供たちに対して「祖国」がもたらす自由をはじめとした普遍的な価値を教えると同時に、同胞から成る「ネーション」への愛着が形成されるように促す。「ネーション」への根づきを促し、法にも武力にも金銭にも強制されない同胞愛に基づいた関係性の構築を子供たちの間にはかることが、「祖国」への愛の醸成へとつながるのである。そして、このような「公教育」は「政治体」の各々に特有のものでなければならず、これによって人々の内に「祖国愛」が醸成されて愛する「祖国」の意志である「一般意志」を己の「特殊意志」と同程度に尊重することになる。しかし、「公教育」だけがルソーの「内面」の「統治」の手段ではない。本論文では、人の「統治」の諸手段のうち、「公教育」に加えて「宗教」を分析した。ルソーは宗教を人々の「内面」に「統治」が働きかけるための手段である

と明言しているわけではないが、宗教と政治の密接な関係については繰り返し言及している。そこで、博士論文では、宗教も「内面」の「統治」の一手段とみなすことができるか否かを問うた。

『政治経済論』の第一節と第二節や『ポーランド統治考』の第一章から第四章をはじめとしたテキストで展開されている一連の議論は、まさにルソーによる「内面」の「統治」論であり、ルソーにとって「内面」の「統治」は、政治体の「統治」の支柱の一つであると考えられる。しかし、ルソーの「統治」は人々の内面だけではなく、その財も対象とする。『政治経済論』で半分近くを占める紙幅をさいて財の「統治」が論じられていることや、ポーランドやコルシカの「統治」が検討される際にも必ず財の「統治」について言及されていることなどから、ルソーが財の「統治」も重視していたことが推察される。

『政治経済論』の第三の規則では、「「統治」は人々の生計に気を配ること」と明言されている。しかし、「財」の「統治」の目的はそれだけにはとどまらない。実は、人々の生計の維持と同等かそれ以上に、財の配分の不平等の是正の重要性についてルソーは様々な著作の中で繰り返し言及している。その理由は、富んだ者と貧しい者に対する社会での処遇は大きく異なり、その処遇の差によりさらに助長された経済的不平等がさらなる社会的不平等を生み、その社会的不平等がまたさらに経済的不平等を拡大させることになるからである。経済的不平等があるところでは、全ての人々が公平な状態にあるとは言いがたく、やがては優遇された誰かの「特殊意志」の伸長を許すこととなる。ゆえに、人々が等しい条件にあることが特定の「特殊意志」の伸長を阻止して、それが「一般意志」にとって代わられることを防ぐために、「政治体」のメンバーの生計の維持と共に財配分の極端な不均衡を防ぐことが重要となる。

ルソーが財の「統治」の具体的な手段として挙げているのは、農業の奨励、貨幣の「政治体」からのできるかぎりの排除、累進課税または賦役の導入などである。農業が奨励されることによって「政治体」は豊富な食糧を確保することができるようになり、そのメンバーの生存は保障される。さらに結果として、食糧の他国への依存からも解放されて、「政治体」の自給自足が可能になる。また、農業を奨励するためにも、「政治体」の内部における財の偏在を是正するためにも、「政治体」における貨幣のできる限りの排除をルソーは説く。貨幣ができる限り排除されることで「政治体」から市場と商品が消えていくことになるが、これによって人々は商業より農業に従事せざるをえなくなる。こうして誰もが必要なものを

自らで生産して消費することで、貧富の差は解消されることになるだろう。さらに、農業中心で貨幣ができる限り排除された「政治体」に対して、公共の必要が賄われるために税の代わりに賦役を採用することをルソーは提案している。賦役として公共工事や防衛などに自らが参加することで、人々は自分たちの「政治体」の必要や公共の諸事を自らの問題として考えることもできるようになるはずである。それがままならない場合には、累進課税の導入が提案される。より多く持つ者や必需品だけではなく奢侈品も持つ者、つまり富んだ者から財の一部を徴収して、より少なく持つ者や奢侈品は持たず必需品しか持たない者、つまり貧しい者の財を保存することで、「政治体」内部の財の配分の不均衡が是正されて、「政治体」の財の配分は均質な状態になるはずである。

以上のような「財」の「統治」は、まずは「政治体」のメンバーの生存を保障することに努める。そして、「政治体」における財の配分を均質に保つことで、他を圧倒する特定の「特殊意志」が「一般意志」を損なうことを防ぐ。すでに検討した内面の「統治」においては、明示的に「一般意志」と「特殊意志」を近づけることが説かれ、そのための諸数段が提案されている。つまり、ルソーの「統治」とは、みずからの原則である「一般意志」を防衛するものであると考えられる。

第Ⅲ部では、ルソーの「統治」の原則である「一般意志」を分析して、ルソーの「統治」を「統治」論の系譜に位置づけることを試みた。

ルソーにおける「統治」とは、「一般意志」を原則として行われるべきものである。「一般意志」とは、人々がメンバーである政治体全体の意志であるから、人々にとっては己自身の意志に等しいはずであるから、「一般意志」を原則とする「統治」はたやすいもののように思われる。しかし、本論文の第Ⅱ部で検討してきたように、「一般意志」を防衛するためにさまざまな手段を行使するルソーの「統治」から、「一般意志」の防衛が容易であるとは考えにくい。なぜ「一般意志」にのっとった「統治」は、かくも多くの手段を要するほどに困難なのか。本論文では、その理由を「一般意志」に求めて、その概念史をたどり、ルソー独自の「一般意志」をそれへの批判も含めて分析した。

ルソーの「一般意志」とは、人々が「社会契約」を結ぶことを契機に誕生する「政治体」全体の意志であり、「政治体」の内では正義の基準であり、法として表明される。このような「一般意志」は、全体の意志であり正しい「一般意志」と個別の意志であり誤りがちな「特殊意志」という二項対立の枠組みと、法によって表明されるという二点を神学から踏襲して

いる。また、ルソーの「一般意志」について特筆すべき点は、それが、「政治体」に限定的という点である。ある「政治体」の「一般意志」は、それより高次の「政治体」や他の「政治体」から見れば、「特殊意志」の一つに過ぎない。それでも「政治体」のメンバーたる「市民」にとって、自らが所属する「政治体」の「一般意志」は絶対的な正義の基準であり、それに従属しなければならない。ルソーは、「政治体」のあるべき秩序においては、「一般意志」が支配的で各人が持つ「特殊意志」がそれによく従属していることが望ましいと述べてはいる。しかし、その一方でより特殊な意志はより一般的な意志より強いという「自然の秩序」を指摘している。このようにして、あるべき秩序と「自然の秩序」は齟齬をきたす。そして、個々人の中で「特殊意志」は市民としての「一般意志」に従属するわけではなく、つねに二つの意志は齟齬をきたしながら一個人のうちに共存するということになる。

完璧な「政治体」においては、各人の「特殊意志」はより一般的な「一般意志」に従属していて、「人民」全体の「一般意志」がもっとも支配的なはずである。しかし、「自然の秩序」においては、より特殊な意志はより一般的な意志よりも強いという現実、つまり、「一般意志」は「特殊意志」に侵食されがちであり、両者は互いに乖離しがちであるという現実をルソーは指摘している。ゆえに、ルソーが、「政治体」の意志である「一般意志」と人々が個別に持つ「特殊意志」の間に想定している関係は従属関係でも代替関係でもないと考えられる。そこで、「一般意志」に則した「統治」が実現されるためには、「統治」が自らの原則である「一般意志」を防衛しなければならないということになる。

「おわりに」では、まずルソーの「統治」から生み出される「政治体」の輪郭を明らかにした。ルソーの「統治」は、人々の「内面」に働きかけて「一般意志」の尊重を促すと同時に、財の配分の不均衡を是正して均質な「政治体」を保とうとすることで、「一般意志」の脆弱性への補完と「特殊意志」の「複数性」の維持をはかろうとする。このような「統治」によって不断に生み出されつづけることになる「政治体」は、人々が己を犠牲にして全体に服従することを強いる、強権的で硬直的な「政治体」ではなく、ゆるやかな連帯によって結びついた平等で均質な「政治体」になると考えられる。しかし、人々の「特殊意志」を尊重しながら「一般意志」の尊重を促して、その脆弱性を補完して、「自然の摂理」に逆らうことなく「特殊意志」の「複数性」を維持することは難しく、不安定で脆弱な「政治体」とならざるえないことも予想される。これが、ルソーの「統治」を分析することによって明らかになった「社会契約」によって生まれた「政治体」の輪郭である。そして、ルソーによると、



「政治体」において人々が享受することができる「自由」とは、「一般意志」のもとでのみ実現されうる。ゆえに、「一般意志」を防衛するルソーの「統治」とは、まさに「政治体」における「自由」を防衛するものであると考えられる。この点で、これをリベラリズムの一種とみなすことができるだろう。